2021年６月

受益者の皆様へ

アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社

アバディーン・スタンダード日本小型株ファンド
信託終了（繰上償還）＜予定＞のお知らせ

拝啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社が設定・運用しておりますアバディーン・スタンダード日本小型株ファンドにつきまして、下記の通り、信託を終了（以下「繰上償還」といいます。）させていただく予定でおりますのでお知らせいたします。

この繰上償還につきましては、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」及び投資信託約款の規定に従い、異議申立ての手続きをもって実施いたします。

なお、この繰上償還に対してご異議のない受益者の方は、特に必要なお手続きはございません。

何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

敬具

１．対象となるファンド
アバディーン・スタンダード日本小型株ファンド
（以下「当ファンド」といいます。）

２．信託の終了を予定する理由
当ファンドは、設定以来、信託財産の成長をはかることを目的として運用を行ってまいりました。しかし、純資産総額が信託約款に規定する繰上償還条項である30億円を下回る状態が発生しており、今後も純資産総額の大幅な拡大が見込めない中、継続して資金が流出しますと、信託約款上の運用の基本方針に則った運用の継続が困難になることが懸念されます。したがいまして、このまま運用を継続するよりも、可能な限り早期に繰上償還を行い、預かり資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者の皆様の利益に資すると判断いたしました。

３．繰上償還手続きの日程

①　新聞公告日（受益者確定日）	：2021年６月４日
②　異議申立期間	：2021年６月４日から2021年７月５日まで
③　繰上償還の有無の決定日	：2021年７月６日
④　買取請求期間	：2021年７月７日から2021年７月26日まで
⑤　信託終了（繰上償還）予定日	：2021年７月30日

2021年６月４日時点で当ファンドの受益証券を保有される受益者の皆様は、異議申立期間中に、アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社に対し、書面によりこの繰上償還に対し異議を申し述べることができます。

（注）2021年６月３日までの取得申込受付分が対象となります。それ以降の取得申込受付分については、上記の異議申立ての権利はございませんので、予めご了承ください。

なお、この繰上償還に異議のない場合、何ら手続きの必要はございません。

［繰上償還することが決定した場合］
異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が新聞公告日現在の受益権総口数の２分の１を超えない場合は、予定通り、繰上償還日に信託を終了します。

［繰上償還しないことが決定した場合］
異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が新聞公告日現在の受益権総口数の２分の１を超えた場合は、繰上償還いたしません。この場合、繰上償還しない旨を、異議申立期間終了後、速やかに日本経済

新聞にて公告し、書面にてお知らせいたします。

４．異議申立ての方法について

上記の繰上償還に対し、異議のある受益者の方は、封書等の書面に以下の内容をご記入の上、2021年７月５日必着で、下記宛てにご郵送ください。

（1）送付先

〒100-0004　東京都千代田区大手町一丁目９番２号
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社
繰上償還に関する異議申立て受付窓口

（2）ご記入いただく内容

①住所　②氏名又は会社名（捺印）　③電話番号（日中連絡先）　④ファンド名（正式名）
⑤販売会社名及び取引店名、口座番号　⑥新聞公告日現在の受益権口数
⑦繰上償還について異議申立てする旨

（注１）複数の口座でファンドの受益証券をお持ちの方は、保有する全ての取引店名及び口座番号をご記入ください。
（注２）上記の記入内容に不備等がある場合には、異議申立ての受付ができなくなる場合がありますので、ご留意ください。
（注３）異議申立てされた受益者の受益権口数の確認のため、販売会社に対して口数等の確認を行います。
なお、その際、必要がある場合には、ご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

（3）個人情報の取扱い

受益者の方にご記入いただいた内容または当該内容を記載したリストについては、当該繰上償還の決議のために弊社で使用するほか、以下の目的のために弊社と販売会社、受託会社との間で、その内容を共有することに同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。

①　販売会社において、ご記入の内容の確認のため。
②　受託会社において、後述の買取請求を請求された場合、買取請求の手続きを行うため。

５．異議申立て受益者の買取請求の手続きについて

繰上償還が決定した場合において、異議申立てされた受益者の方は、販売会社を通じて受託会社（三井住友信託銀行株式会社）に対し、信託財産による買取りを請求することができます。
ご異議を申し立てられた受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではございません。
異議申立て期間中、買取請求受付期間中ともに、通常通り、当ファンドのご解約のお申込みを受け付けます。
なお、買取請求を行った受益者は、解約のお申込みを行うことはできなくなりますのでご留意ください。
（注）この買取請求は、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づいて、異議申立てをされた受益者が受託会社に対して行うものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。

買取請求期間　2021年７月７日から2021年７月26日まで　（受託会社受理分）
（注）委託会社より異議申立てされた受益者に対し、別途「買取請求のご案内」をお送りします。買取請求を行う場合は、「買取請求書」を販売会社にご提出いただきます。

買取価額は、原則として、受託会社が買取請求のための必要書類を受理した日に算出される基準価額から信託財産留保額を控除した額とさせていただきます。
（注）信託財産留保額は、必要書類を受理した日に算出される基準価額に0.3%を乗じた額となります。

買取請求にかかる収益が発生する場合には、確定申告が必要になりますのでご留意ください（非課税扱いの受益者を除きます。また、税法が改正された場合には、取り扱いが変更になることがあります。）。
なお、上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金の支払いには通常の解約請求（一部解約）の場合の解約金の支払いよりも日数を要する可能性があります。また、振込手数料等は、買取請求を行った受益者の負担とし、買取代金の中から差し引かせて頂きます（通常の一部解約の場合には、これらのご負担はございません。）。

以上

＜本件に関する問い合わせ先＞
アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社
電話番号　03－4578－2251（受付時間は平日の午前9時～午後5時）